

## 【報告】神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部改正（案） に係る意見募集について

### 1. 趣旨

神戸市民のくらしをまもる条例（以下、「条例」という。）において、事業者は、消費者の利益を不当に損なう取引行為等が禁止されている。

これらの規定に違反した事業者に対して、市長は条例に基づき、「指導」、「勧告」、「公表」を行うことができることとなっている。

現在は、公表等の手続きを進めるにあたり、事業者に対して意見聴取を行うことなどを「不当な取引行為にかかる事業者の公表等に関する実施要領（以下、「実施要領」という。）」で規定している。

しかし、現行の実施要領では、意見聴取の求めに対して、事業者から応答がなかった場合の手続きについて規定がないため、実施要領を廃止し、神戸市民のくらしをまもる条例施行規則（以下、「規則」という。）に、応答がなかった場合の手続きを規定する他、必要な事項を定めるため、規則を改正する。

### 2. 改正内容

- (1) 「公表」を行う前に、事業者に対して意見陳述の機会を付与した場合に、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じなかったときは意見聴取を経ずに公表を行える規定を設ける。
- (2) 事業者への「指導」や「勧告」を行う際の文書について、様式を設ける。
- (3) 「指導」や「勧告」を行った事業者に対して、是正のための回答書の提出を求める規定を設ける。
- (4) 「公表」の方法について、広く市民に周知できる方法で行う規定を設ける。

### 3. 施行日（予定）

令和4年5月1日

### 4. 意見募集期間

令和4年2月25日（金）から令和4年3月28日（月）まで

### 5. 資料の閲覧

神戸市のホームページの意見募集のページに掲載するとともに、受付期間中（土曜、日曜、祝日を除く）、以下の場所において閲覧に供する。

- ・神戸市経済観光局消費生活センター（神戸市立総合福祉センター5階）
- ・市政情報室（1号館18階）
- ・各区役所まちづくり課、須磨区役所北須磨支所、西区役所玉津支所

## 6. 意見の提出先及び提出方法

### (1) 提出先

経済観光局消費生活センター

### (2) 提出方法

郵送、ファックス、電子メール、持参による。